

# 仙台市感染症予防計画に基づく 主な取り組みについて

---

令和6年11月22日 仙台市感染症対策協議会

仙台市保健所

# 目次

---

- 1 新興感染症に備える体制整備・・・P2～3
- 2 感染症対応人材の育成・・・P4～5
- 3 感染症の予防及びまん延防止・・・P6～8
- 4 感染症に関する情報発信・・・P9～10
- 5 保健所業務におけるDXの推進・・・ P11～12
- 参考①:仙台市感染症予防計画【概要版】・・・P13～14
- 参考②:新興感染症発生時における保健所対応マニュアル  
(健康危機対処計画)【概要版】・・・P15

# 1 新興感染症に備える体制整備

## (1) 保健所の体制確保

### ○IHEAT要員登録の促進

「IHEAT」の運用について、宮城県と連携しながら、大学や本市保健師OB職員等へ登録の働きかけを行い、IHEAT要員の確保を進めている。

【登録者数 28人(令和6年度11月1日時点)】

#### 【IHEAT(アイヒート)】

感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に、地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

予防計画上の数値目標

◆即応可能なIHEAT要員の確保数・・10人

### ○仙台市感染制御地域支援チームの活用

新型コロナウイルス感染症対応のために立ち上げた「仙台市感染制御地域支援チーム」について、平時から様々な感染症対策に係る助言を求められるよう常設化を予定。

【令和6年度の相談事例】

市内における侵襲性髄膜炎菌感染症発生に係る相談

### ○宮城県感染症連携協議会への参加

新興感染症対応に係る役割等の確認や、宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画改定について協議を進める。

### ◆IHEAT募集チラシ

宮城県・仙台市  
健康危機発生時における保健所業務  
支援員（IHEAT要員）登録募集

IHEAT（アイヒート）とは  
感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に保健  
所の業務を支援する地域の保健師等の専門職を派  
遣する仕組みです。

登録対象者  
以下の資格をお持ちの方（自治体職員を除く）  
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士 等

主な業務  
感染症による健康危機発生時にIHEAT要員へ依頼す  
る主な業務 ※状況に応じて活動内容は異なります。  
1. 疫学的調査  
2. 保健所の運営業務のサポート

支援自治体  
登録時、ご自身の居住または勤務地を指定し、  
支援いただく自治体を「宮城県（仙台市以外）」  
または「仙台市」から選択いただきます。

支援業務  
健康危機発生時に、支援自治体よりメールまたは電  
話等でIHEAT要員へ支援協力の要請をいたします。  
→ 要請に業務に従事いただく際は、必ず有償で用  
員として任用いたします。

研修の受講  
健康危機発生時に速やかに保健所等の業務を支援し  
ただけるよう、宮城県・仙台市が実施する研修への  
参加をお願いいたします。  
→ 研修受講者には、研修参加費をお支払いします。

登録方法  
IHEAT運用支援システム（IHEAT.JP）への登録  
が必要です。  
宮城県内に居住または在勤の方で登録を希望される  
方は、下記宮城県チームページをご覧ください。  
宮城県チームページURL及び二次元コード  
<https://www.pref.miyagi.jp/soehiki/hhsaom/06iheat.html>

お問い合わせ先 宮城県保健福祉総務課 022-211-2507  
仙台市予防企画課 022-214-8461

# 1 新興感染症に備える体制整備

## (2) 病原体等の検査実施体制及び検査機能の整備

### ○適切な検査機能の整備

令和7年度予定の市衛生研究所の新庁舎移転に併せ、検査機器の更新を行うとともに、検査資材等の必要物資を備蓄し、健康危機発生に備える。

◆新庁舎イメージ



### ○検査等措置協定の締結

民間検査機関と「検査措置協定」を県市連名で締結し、新興感染症発生時に速やかに検査体制が整えられるよう、検査能力の確保に努める。

◆各施設ごとの確保済み検査能力【11月1日時点】

施設区分	流行初期	流行初期以降
県衛生研究所	72件/日	236件/日
市衛生研究所	77件/日	236件/日
民間検査機関(3社) 【検査措置協定】	1,030件/日	3,800件/日
医療機関 【医療措置協定】	2,285件/日	2,419件/日
合計	3,464件/日	6,691件/日

宮城県予防計画で定める  
検査能力に係る目標値  
流行初期: 5,566件/日  
流行初期以降: 7,054件/日

## 2 感染症対応人材の育成

### (1) 研修・訓練の企画

#### ○庁内の初動対応訓練

「新興感染症発生時の保健所対応マニュアル」に基づき、保健所(支所を含む)、市衛生研究所を対象に、新興感染症発生時の初動対応の確認や、記者発表対応の訓練を実施。

- ・訓練実施日時: 10月1日(火)9時~15時
- ・訓練形式: 一部ブラインドによる机上訓練

#### 【新興感染症発生時の保健所対応マニュアル】

新興感染症の発生に備えた有事の体制や各時期における対応等について、本市保健所における「健康危機対処計画」として本年3月に策定したマニュアル

#### ◆訓練当日の様子



#### 仙台市予防計画上の数値目標

仙台市保健所職員及び市職員に対する研修及び訓練実施回数・・・1回以上/年

#### ○医療機関との合同机上訓練

東北大学、東北医科薬科大学と連携し、健康危機発生時における各主体の役割や対応の確認を目的とする、市内医療機関との合同机上訓練を実施予定。

- ・訓練実施日: 令和7年1月31日(金)

## 2 感染症対応人材の育成

### (1) 研修・訓練の企画

#### ○IHEAT要員への研修・訓練の実施

IHEAT要員として登録されている地域の保健師等の専門職が、保健所等の支援に即応できるよう、研修及び訓練を行う。(宮城県との共同開催)

#### 【予定している研修内容】

- ・基礎研修(e-ラーニング形式)実施期間:令和6年10月1日(火)~12月27日(金)
- ・応用・実践的な研修 実施予定日:令和7年1月28日(火)

#### ○各区保健所支所等で企画する研修・訓練

各区保健所支所や、食肉衛生検査所、衛生研究所において、健康危機発生時における対応等に係る研修や訓練を行う。

#### 【実施(予定含む)研修・訓練】

- ・健康危機管理研修会(青葉区・若林区・泉区)
- ・新興感染症発生時の初動対応訓練(宮城野区・太白区)等

#### ◆青葉区 健康危機管理研修(R6)



### (2) 研修・訓練への参加

国や県が開催する感染症対応や予防接種等に関する研修へ職員を派遣し、関係職員間において伝達、情報共有を行う。

#### 【参加(予定含む)研修・訓練】

感染症危機管理研修会、希少感染症診断技術研修会 塩釜港検疫措置訓練 等

# 3 感染症の予防及びまん延防止

## (1) 特定感染症等に関する取り組み

### ○HIV・性感染症に係る検査の実施

近年の梅毒の増加等の発生状況(令和5年は126件と過去最多)を踏まえ、各区保健所支所等と連携しながら、無料・匿名検査を引き続き実施するとともに、地域の医療機関における検査事業を令和6年度から本格的に実施。

#### ◆無料・匿名検査の実施日

**【エイズ・性感染症医療機関検査事業】**  
 市内の協力医療機関における、HIV・性感染症検査を自己負担1,000円、記名形式で実施  
 協力医療機関数・・・12医療機関

検査結果	検査会場		検査日
即日	休日検査	健康相談所 興生館	第1土曜日
	夜間検査	AER5F	第2・4金曜日 ※ 祝日除く
後日	平日日中 検査	青葉区役所	指定する月・火曜日
		宮城野区役所	指定する木曜日
		若林区役所	指定する水曜日
		太白区役所	指定する火曜日
		泉区役所	指定する月曜日

### ○蚊の生息状況調査

デング熱やジカウイルス感染症等の蚊媒介感染症対策の基本情報とするため、市内6か所の公園等における蚊の生息状況調査を5年ぶりに実施。

#### 【採取状況(6か所合計)】

調査日	5/8	5/22	6/5	6/19	7/10	7/24	8/7	8/21	9/4	9/18	10/9	10/23
採取数 (匹)	1	6	19	21	29	24	22	31	27	94	9	21

#### ◆生息状況調査



# 3 感染症の予防及びまん延防止

## (2) 予防接種の推進

### ○新型コロナウイルスワクチンを含む高齢者予防接種の実施

今年度から定期接種となった新型コロナウイルスワクチンやインフルエンザ等の高齢者予防接種について、仙台市医師会との連携のもと、希望者が地域で安心して接種できるよう、環境整備を行う。

### ○HPVワクチン(子宮頸がん予防)接種勧奨

令和6年度末で期限を迎える「HPVキャッチアップ接種」について、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報とあわせて制度の再周知を図ることにより、期限内の積極的な接種検討の啓発を実施。

#### 【主な啓発活動】

- ・市HP、市政だよりへの掲載
- ・駅前等での街頭啓発活動
- ・市公式LINEやSNS(Instagram)の活用
- ・大学生と連携した周知啓発 等

### ○BCG予防接種の実施体制見直しに向けた検討

BCG予防接種について、子育て家庭の利便性向上等の観点から、集団接種から地域の医療機関での個別接種への切り替えに向け、準備を進めている。

### ◆キャッチアップ制度に関する啓発活動



# 3 感染症の予防及びまん延防止

## (3) 感染症のまん延防止に関する取組み

感染症法に基づき、各類型の感染症が発生した際には、適切な対応を講じる。

### 【令和5年度の対応実績】

対応事項	令和5年度の対応実績
感染症法に基づく健康診断	法第17条に基づく結核接触者健康診断 901名実施
感染症法に基づく就業制限	結核患者に対する通知 24件 3類感染症患者に対する通知 26件
感染症法に基づく入院勧告および措置	結核患者に対する勧告 18件 措置 0件
感染症法に基づく就業制限ならびに入院勧告に係る報告、諮問	結核診査部会諮問・報告件数(延べ件数) ・就業制限(法第18条) 50件 ・入院(法第19条) 18件 ・入院(法第20条) 29件 ・公費負担(法第37条) 141件

# 4 感染症に関する情報発信

## (1) 市民への感染症に関する普及啓発

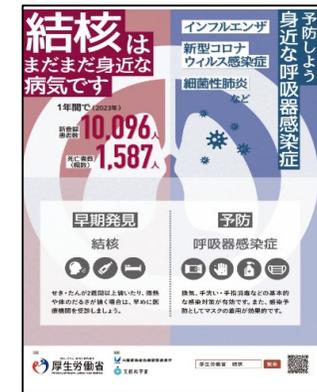
### ○結核・呼吸器感染症予防週間に合わせた予防啓発

9月24日から9月30日までの「結核・呼吸器感染症予防週間」に合わせ、各区保健所支所等と連携のうえ、周知啓発を実施した。

#### 【主な啓発活動】

- ・市政だより、ホームページ等による啓発
- ・区役所におけるパネル展示やパンフレット、ポスター等の啓発資料の配付、懸垂幕の掲出
- ・高齢者および介護従事者等への正しい知識の啓発等

#### ◆啓発ポスター



### ○エイズ・性感染症予防啓発

世界エイズデー(12月1日)等に合わせた啓発や学校等と連携した啓発、保護者対象の健康教育など、機会を捉えた啓発活動を保健所・各区保健所支所において実施する。

#### 【主な啓発活動】

- ・HIV検査普及週間および世界エイズデーに合わせた啓発
- ・若林区管内施設へのHIV検査普及週間に合わせた啓発
- ・青少年に向けたエイズ・性感染症予防啓発
- ・泉区いのち育むプロジェクト

【泉区いのち育むプロジェクト】  
乳幼児保護者対象の健康教育や、家庭内性教育に関する啓発、区内子育て支援機関対象の研修会を実施する。

# 4 感染症に関する情報発信

## (2) 各種施設への施設内感染防止等に関する情報発信

保健所および施設所管課が連携し、施設内感染防止等に関する情報発信をおこなうとともに、施設内の感染拡大が発生した際には感染制御地域支援チームによる感染対策に係る助言を行っていく。

### 【各施設への主な取り組み】

対象施設	主な取り組み
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"><li>・院内感染対策等を含む国通知のメール配信</li><li>・国主催の院内感染対策講習会の開催案内通知</li></ul>
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染制御地域支援チームによる感染対策に係る助言（施設内の感染拡大発生時）</li><li>・感染症予防に係る啓発資料の送付</li></ul>
介護保健施設等	<ul style="list-style-type: none"><li>・感染制御地域支援チームによる感染対策に係る助言（施設内の感染拡大発生時）</li><li>・令和6年6月に実施した「集団指導」における感染症対応に係る啓発資料の周知</li><li>・「運営指導」において、事業所内の衛生管理や感染症の予防及びまん延の防止のための措置等に関して確認・指導等を実施</li></ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康教育に関する啓発資料の送付</li><li>・日本語学校と連携した結核の啓発事業</li><li>・市立学校の学級閉鎖等状況の情報提供</li></ul>
保育施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育施設での感染症発生時において、感染拡大防止策の確認を実施</li><li>・保健師、看護師による施設巡回をおこない感染症予防等の研修・助言を実施</li></ul>

# 5 保健所業務におけるDXの推進

## (1) 各種届出等の申請に関するオンライン化

### ○結核定期健康診断報告書の提出に関するオンライン化(実施済)

感染症法第53条に基づき、各種施設から各区保健所支所へ提出される「結核定期健康診断報告書」について、令和5年度からオンライン申請を導入。引き続き同システムによる申請について勧奨を行う。

【令和5年度オンライン申請件数】 1,026件(全申請の約53%)

### ○高齢者予防接種に関する自己負担金免除申請手続のオンライン化(一部実施済)

高齢者予防接種(新型コロナ・インフルエンザ)に関する自己負担金免除申請について、施設経由での団体申請を対象に、令和6年度からオンライン申請を先行導入。令和7年度からは個人申請を含めてオンライン化を検討。

【令和6年度オンライン申請件数(11月1日時点)】 3,237件(全申請の約55%)

### ○結核指定医療機関に関する申請手続のオンライン化(予定)

医療機関または薬局から申請される「結核指定医療機関の指定(感染症法第38条)」について、オンライン申請の導入を検討。

# 5 保健所業務におけるDXの推進

## (2) 感染症情報等の収集・分析に関するICT活用

### ○患者情報一元管理システムの検討

新型コロナ対応での経験を踏まえ、ノーコードアプリ作成ツール「kintone」を活用し、患者情報の一元管理を目的とした「患者情報一元管理システム」を各区保健所支所と連携しながら令和5年度末に構築。10月1日に実施した初動対応訓練にて試験導入し効果を検証。引き続き、同システムの機能を見直し、次の感染症危機に備える。

新型コロナ対応時の実務	課題・リスク	システム導入効果
<ul style="list-style-type: none"><li>・1人の患者の個人情報等を複数の帳票に都度入力</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務効率の悪化</li><li>・記入ミスの可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務効率化 (同一情報の複数入力の回避)</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・業務の目的毎にファイルを個別に作成、管理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・調整状況等の情報が点在</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報の一元管理</li><li>・調整状況の見える化</li></ul>

### ○感染症サーベイランスシステムの利用促進

医療機関等に対し、電磁的方法(感染症サーベイランスシステム)により感染症の届出を行うよう、機会を捉えて勧奨している。

# 参考：仙台市感染症予防計画【概要版】

## 第1章 はじめに

### 1 計画の位置づけ

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法に基づき、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めるもの
- ・国の基本指針及び宮城県感染症予防計画に即し、本市においても、保健所設置市として新たに策定するもの
- ・医療法に基づく宮城県地域医療計画や仙台市医療政策基本方針、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく宮城県新型インフルエンザ等行動計画及び仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画等との整合を図るもの

※改正感染症法において、都道府県並びに保健所設置市で策定する予防計画に定める事項が、それぞれ規定されている

#### 県計画で定める主な内容

- ・医療提供体制、医療機関等との協定締結
- ・検査機関、宿泊施設との協定締結
- ・県、保健所設置市、関係機関で構成する宮城県感染症連携協議会の設置

#### 本市計画及び県計画で定める主な内容

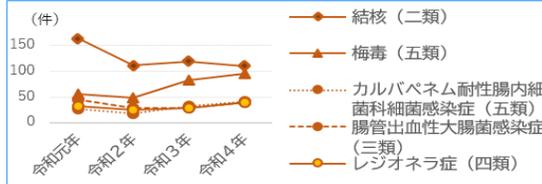
- ・検査の実施体制確保、患者の移送体制確保
- ・外出自粛対象者の療養環境整備
- ・人材養成と資質の向上、保健所の体制確保
- ・特定感染症への対応

### 2 感染症を取り巻く経過及び現状

#### 背景及び社会情勢

- ・新型コロナへの対応にあたっては、医療提供体制のみならず、保健所業務もひっ迫する状況であった。
- ・近年、インバウンドの推進など海外との相互交流促進により輸入症例の増加が懸念されている。

#### 全数把握感染症の届出数の推移



※ 令和4年における全数把握感染症の届出数昇順第4位までの感染症を掲載

(参考)特定感染症予防指針に定められた感染症  
結核、麻しん・風しん、エイズ・性感染症、  
インフルエンザ、蚊媒介感染症

### 3 経過及び現状を踏まえた対策の推進

#### 平時における対応

- ・インバウンドの推進など、海外との相互交流が促進されている現状を踏まえ、海外及び他自治体の発生動向を注視し、対策を推進していく。
- ・特定感染症予防指針が策定されている感染症は、梅毒といった増加傾向にあるものや、麻しんや蚊媒介感染症等の輸入症例により、まん延が懸念される感染症であり、国の指針に基づいた対策を強化する必要がある。
- ・結核についても、発生数は全体として低下傾向にあるが、依然として発生数は多く、引き続き対応が必要である。

#### 新興感染症への対応

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、緊急時に備えた平時からの体制整備や、医療機関など関係機関との連携体制の構築等が必要である。
- ・国からは保健所職員等の資質向上や、新興感染症の感染急拡大に備えた体制作りのため、検査体制、訓練の実施や保健所体制について数値目標の設定が求められている。数値目標の考え方として、従前の**新型コロナへの対応を念頭に**、国内外の最新の知見を踏まえて、一定の想定を置くことが示されている。

また、保健所体制の整備については、「新型コロナウイルスがオミクロン株に変異した**いわゆる「第6波」と同規模の感染症が流行初期に発生した場合、流行開始から1ヶ月間の業務量に対応可能な人員確保数を想定すること**」が示されている。

以上を踏まえ、感染症予防の推進の基本的な方向を定め、感染症対策を推進する。

### 4 計画期間・進捗管理

- ▶ 計画期間：令和6年度から11年度までの6年間  
(国の基本指針の改正などを踏まえ、必要に応じて、見直しを行う)
- ▶ 計画に基づく取り組み状況については、県連携協議会に報告し、進捗確認を行うことで、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

## 第2章 感染症の予防の推進の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の構築

- ・発生動向調査を適切に実施するための体制整備や、本計画に基づく取り組みを通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた、事前対応型の行政として取り組んでいく。

### 2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

- ・市民一人ひとりの予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねで、社会全体の感染症の予防を推進する。

### 3 人権の尊重

- ・感染症予防と患者等の人権尊重の両立を基本とし、個人情報の保護に十分留意するとともに、差別や偏見の解消のため、正しい知識の普及に努める。

### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

- ・感染症の発生状況等を迅速かつ的確に把握ができるよう、関係機関が連携できる体制整備を行うとともに、本計画や仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画等の周知を通じ、健康危機管理体制の構築を推進する。

### 5 正しい知識の普及と情報の提供

- ・平時より、感染症予防についての正しい知識の普及啓発を図る。
- ・緊急時には、市民が感染予防等を講じる上で有益な情報を、可能な限り迅速に提供する。

### 6 各主体が果たすべき役割

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 行政 (本市) | … 施策の実施、感染症対策に必要な基盤整備   |
| (2) 市民      | … 予防に必要な注意を払うよう努める、人権尊重 |
| (3) 学校      | … 教育活動の中での、正しい知識の普及     |
| (4) 医師等     | … 施策への協力、良質かつ適切な医療の提供   |
| (5) 獣医師等    | … 施策への協力、知識及び技術習得・適切な管理 |
| (6) 施設の開設者等 | … 施設における予防やまん延防止措置の実施   |

### 7 予防接種

- ・ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、安全かつ適切な予防接種を受けやすい環境を整備し、積極的に予防接種を推進していく。

## 第3章 感染症対策

- ▶ 市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延に備えるため、下記項目の取り組みを推進する。
- ▶ 新興感染症への対応に係る数値目標について、国の基本指針に基づき、下記項目4、9、10のとおり、設定する。

### 1 感染症発生の予防のための施策

- ・発生動向調査の体制確立のため、法第12条に基づく届出義務について、医師会等を通じて周知徹底を図り、発生動向の適切な把握を行う。
- ・食品衛生対策や環境衛生対策等における関係機関と連携を図る。
- ・有効性と安全性が確認されたワクチン接種を推進する。

### 2 感染症のまん延の防止のための施策

- ・対人措置（検体採取、入院措置等）や対物措置、積極的疫学調査を実施する場合には、人権尊重の観点から、必要最小限のものとする。
- ・予め関係団体、他の地方公共団体との連携強化を図る。

### 3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

- ・国や宮城県との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、研究及び人材の育成等の取り組みを積極的に推進する。

### 4 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- ・本市衛生研究所における検査体制整備、平時からの試験検査機能の向上に努める。

#### 【数値目標】

- ▶ 本市衛生研究所における検査実施能力
 

[流行初期]	77件/日
[流行初期以降]	236件/日
- ▶ 本市衛生研究所における検査機器確保数
 

[流行初期]	3台（PCR検査機器）
[流行初期以降]	5台（PCR検査機器）

※宮城県感染症予防計画において、本市分も含めた宮城県全体の数値目標を設定

### 5 感染症の患者の移送のための体制の確保

- ・民間移送機関への業務委託や、消防機関との連携等により、移送体制を整備するほか、配慮を必要とする方の移送について、庁内関係部署や関係団体と連携を図る。

### 6 宿泊施設の確保

- ・新興感染症が発生した場合に、当該感染症の発生及びまん延状況を考慮しつつ、県が宿泊施設の体制を整備できるよう、平時より県と協議を行い、連携を図る。

### 7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

- ・体調悪化時に適切な医療につなげられる健康観察等の体制整備や、物資の支給等生活支援の実施に向けて、関係団体等と連携を図る。

### 8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

- ・患者に対する差別や偏見の防止や市民の感染症予防意識の向上のため、広報媒体や研修会などを活用し、正しい知識の普及に努める。

### 9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- ・職員やIHEAT※要員を対象とした研修・訓練を実施する。
- ・地域の健康を推進する団体に対する正しい知識や情報の提供に努める。

#### 【数値目標】

- ▶ 保健所職員及び市職員に対する研修及び訓練実施回数 1回以上/年  
（別途保健所職員については、国や国立感染症研究所などが実施する研修などを活用し、平時から人材の養成を行う）

※「Infectious disease Health Emergency Assistance Team」感染症のまん延等の健康危機が発生した際に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

### 10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- ・業務の一元化やICT活用等による業務効率化、IHEAT要員等の活用を視野に入れ、平時より有事に必要な人員数を検討し、有事の際には速やかに体制を切り替える仕組みを整備する。

#### 【数値目標】

- ▶ 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数 540人/日  
（流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対応）
- ▶ IHEAT要員の確保数（IHEAT研修受講者数） 10人

### 11 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保

- ・取り扱いに関する基準の遵守や積極的な情報収集に努める。

### 12 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供

- ・緊急時においては、国や他自治体、関係機関等との緊密な連携のもと対応するとともに、市民への積極的かつ理解しやすい情報提供に努める。

### 13 特定感染症予防指針に定められた感染症への対応

- ・特定感染症予防指針に定められた下記の感染症※については、本市における発生状況等を踏まえつつ、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を推進する。

※①結核、②麻しん、③風しん、④エイズ・性感染症、⑤インフルエンザ等、⑥蚊媒介感染症（デング熱、チクングニア熱及びジカウイルス感染症等）

### 14 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

- ・病院、社会福祉施設等においては、患者等や職員の健康管理による感染症の早期発見、早期治療を推進する。
- ・その他、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への対応、薬剤耐性対策などを推進する。

# 参考：新興感染症発生時における保健所対応マニュアル（健康危機対処計画）【概要版】

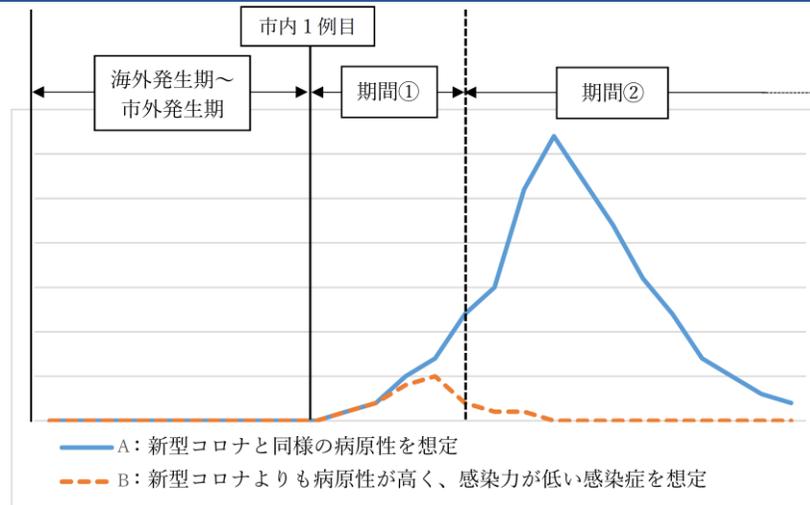
## I 策定の経緯

新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえ、令和5年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、各保健所において、予防計画等との整合を確保しながら、健康危機対処計画を策定することとされた。

## II 検討の方向性

実際の状況に応じた機動的な対応を行う事が出来るよう、新型コロナウイルス感染症以外の病原性を示す新興感染症についても想定の上、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に検討を行う。

## III 発生段階に応じた全体の流れ



### 【海外発生期～市外発生期】

- 保健所長が有事となった事を判断、本マニュアルで定める有事の体制（IV）へ移行する。
- 海外の発生状況や国が示す症例定義を踏まえ、Aの経過が想定される場合、業務重点化等について検討を開始する。

### 【期間①（疫学調査等隔離の為の施策が有効な期間）】

- 疫学調査等を実施（V-2）しながら業務重点化に向けた調整を行う。

### 【期間②（Aについて疫学調査等の効果が極めて限定的な期間）】

- 随時、業務の効率化や重点化（V-3（※））を実施する。

（※）業務の重点化について

基礎疾患の有無や年齢から比較的重症化リスクが低い方へ向けた業務を縮減し、高リスク者に対する業務に保健所の能力を注力すること。

## IV 有事における体制への移行

### IV-1 保健所の業務

- 保健所長が有事と判断した際の保健所の業務

#### 予防企画課・感染症対策課

- 総務
- 企画調整
- 公表・統計
- 入院宿泊療養等調整
- 自宅療養者支援等調整
- 疫学調査調整
- 行政検査調整

#### 区管理課

- 総務 ○ 企画調整
- 患者調査
- 患者管理
- 疫学調査
- 行政検査調整
- 書類発行
- 相談業務

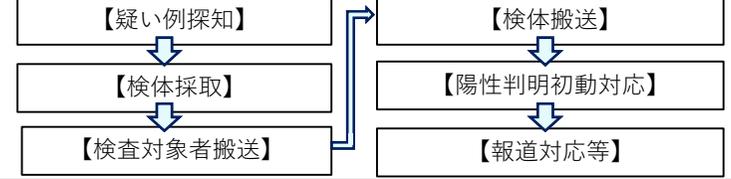
### IV-2 受援体制

※本市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定等を踏まえ、危機管理課と調整を行う。

## V 発生段階に応じた保健所の対応

### V-1 1例目発生時の対応

- 疑い例探知から陽性判明後の報道対応までの保健所の対応



### V-2 期間①に行う流行初期の業務

- 流行初期における下記業務に係る保健所の対応

組織体制：所内体制、受援体制、職員の安全健康管理  
 施設基盤・物資の確保

業務体制：相談、検査、積極的疫学調査、健康観察  
 生活支援、移送、入院入所調整、水際対策

関係機関等との連携、情報管理・リスクコミュニケーション

### V-3 期間②に実施する効率化や重点化

- 下記業務に係る感染拡大期に行う効率化や重点化の方向性

